

夜間金庫規定

第1条 (契約の締結、契約期間)

契約期間は契約日より1年とし、契約期間終了までに利用者または組合から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。

第2条 (夜間金庫扉鍵、夜間金庫専用袋および夜間金庫専用袋鍵の貸与)

使用者に対し、夜間金庫の扉鍵(以下、「扉鍵」という。)、夜間金庫専用袋(以下、「専用袋」という。)
および夜間金庫専用袋鍵(以下、「専用袋鍵」という。)を貸与します。

第3条 (利用料)

- (1) 夜間金庫の利用料は、当組合が別途定めた月額料金を契約日の属する月の翌月より、毎月、当組合所定の日に当月分を利用者が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しの上利用料に充当します。
- (2) 解約時および契約期間の満了時における、解約日および契約期間満了日の属する月の利用料については、日割り計算等によらず月額料金をお支払いいただきます。
- (3) 利用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用料は変更月から適用するものとします。ただし、当組合所定の振替日以降、同月中に変更した場合は、翌月からの適用とします。

第4条 (利用方法・預金への受入処理)

- (1) 夜間金庫は、当組合における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ窓口営業時間外に入金する場合にのみ利用してください。
- (2) 夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下、「証券類」という。)を、当組合所定の入金(帳)票とともに専用袋に入れ、その専用袋を施錠の上夜間金庫に投入します。
なお、入金票にはご名義、口座番号、入金額、金種別内訳その他必要事項を記入してください。
- (3) 専用袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認の上、利用記録票を受け取ってください。
- (4) 夜間金庫により投入された専用袋内の現金・証券類は、翌営業日の窓口営業時間開始後、当組合所定の手続きにより確認の上指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (5) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当組合で確認した現金・証券類の金額と相違する場合は、当組合で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当組合はその責任を負いません。
- (6) 専用袋は当組合の受入手続き終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店の上お受取りください。

第5条 (届出事項の変更)

- (1) 名称、代表者、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合、延着しまたは到達しなかったときでも、通常に到達したものとみなします。

第6条 (扉鍵、専用袋および専用袋鍵の喪失・き損)

扉鍵、専用袋および専用袋鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに当店に届出てください。
なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

第7条 (損害の負担等)

- (1) 投入された専用袋の施錠または閉鎖不完全等により生じた損害、投入口扉の不完全な閉扉および専用袋以外の袋等により投入されたため生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 災害、事変その他の不可抗力の事由、その他当組合の責めによらない事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (3) 前項の事由による受入処理前の専用袋の紛失、滅失等の損害についても当組合は責任を負いません。
- (4) この夜間金庫について第4条第1項に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても当組合は

責任を負いません。

第8条 (解約等)

- (1) この契約は、本人または当組合の都合により、いつでも一時中止または解約することができます。この場合、扉鍵、専用袋および専用袋鍵を返却し、解約届を提出してください。なお、扉鍵、専用袋または専用袋鍵を喪失した場合に解約するときは、このほか第6条に準じて取扱いします。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合からの解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしてください。第1条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ①利用者が利用料を支払わないとき
 - ②利用者について相続の開始があったとき
 - ③利用者の責めに帰すべき事由により、組合もしくは第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤利用者がこの規定に違反したとき
- (3) 前2項の返却が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間満了日の属する月の翌月から返却完了日の属する月までの利用料相当額をお支払いいただきます。この場合の遅延損害金は、第3条第1項の方法に準じて自動引落することができるものとします。

第9条 (夜間金庫の修繕、移転等)

夜間金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が利用停止または変更を求めたときは、直ちにこれに応じていただきます。

第10条 (譲渡、転貸の禁止)

夜間金庫の利用権は、譲渡、転貸または質入することはできません。なお、扉鍵、専用袋および専用袋鍵についても同様とします。

第11条 (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当組合当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

第12条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上



(2020年4月1日改定)